

大阪市建設局所管都市公園
防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機
(住之江区内)
設置事業者募集要項

令和 8 年 1 月

大阪市建設局長居公園事務所

目 次

	ページ
1 公募物件の概要	1
2 応募資格要件	1
3 公募条件等	3
4 応募申込手続	8
5 質疑書の提出及び回答	9
6 価格提案書の提出及び審査	10
7 募集の進め方	14

大阪市建設局所管都市公園
防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（住之江区内）
設置事業者募集要項

大阪市（以下「本市」という。）が行う防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を十分ご確認いただき、次の各事項をご承知いただき、お申込みください。

1 公募物件の概要

所在地	最低募集台数	最低使用料（※）	適用法令
中加賀屋公園外 4 9 公園（別表 1 参 照）	各公園当たり 1 台 （別表 1 の「自動販売機設置台 数」欄に設置台数を記入するこ と。）	1 m ² 当たり 年額 9,030 円（非課 税）	・都市公園法 ・市公園条例 ・市公園条例施 行規則

※市公園条例第 14 条及び別表第 3 の 1 項（公園施設を設ける場合（飲食店、売店その他の収入を伴う事業の用に供する施設））に定める単価

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申込みの資格がありません。

- （１）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- （２）清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有しない者。
- （３）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者。
- （４）国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がある者。
- （５）大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者。
- （６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。
- （７）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者。
- （８）大阪市指名措置要綱に基づく指名停止を受けている者。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 公募条件等

(1) 公園施設設置許可及び使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、公園内で防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（以下「本件自動販売機」という）の設置場所として使用する部分について、都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）第 5 条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行い、公園施設設置許可（以下「設置許可」という）を受けて使用します。

② 設置許可の期間

設置許可の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日とします。ただし、公用・公共用としての設置許可の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと本市が判断する場合は、当初本市が設定した公募条件及び公園使用料（応募価格）を変更しないことを前提として、設置許可期間終了の 30 日前までに申請を行えば、更に向こう 2 年間（当該年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日まで）使用することができるものとし、最長で令和 18 年 3 月 31 日まで使用することができます。

なお、更新しない場合は、設置許可期間終了の 6 カ月前までに書面にて意思表示をしてください。更新しない場合で、設置事業者が設置した引込柱やカメラ等の設置物（以下、設置物）の承継を希望する時は、その旨も併せて申出を行ってください。

③ 公園使用料

本市が設定する最低公園使用料以上で申込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって年額の公園使用料（1 m²あたり）とします。なお、本件自動販売機 1 台につき 1 m²と積算しますので、公園使用料（1 m²あたり）に設置台数を乗じた金額を公園使用料の総額とします。公園使用料は年度毎に本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに全額納入してください。

※公園使用料額は、市公園条例の改正により変更となる場合があり、条例改正により提案価格が条例単価を下回った場合は条例単価が適用されます。

④ 設置台数及び設置位置

設置台数および設置位置は、別表 1 及び別図 1 のとおりとしますが、周辺の植栽、樹木及び看板等の状況を考慮し、所定の範囲内で位置の調整を提案することが可能です。また、防犯カメラの撮影方向については、公園事務所の指示

に従って設置してください。

なお、設置許可期間中に設置位置について公園管理上の支障が生じた場合には、移設を求めますので、その指示に従ってください。移設先については、協議事項とします。また設置許可期間中に、一部の本件自動販売機について撤去を求めることがありますので、その指示に従ってください。その場合の公園使用料については協議事項とします。

⑤ その他必要経費等

本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担となります。また、電気料金は設置事業者の負担とし、直接電気事業者に契約申し込みを行い、電気使用料を支払ってください。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、原則公園施設の受電設備から電気供給を認めませんが、公園事務所と協議の上供給を受ける場合は、1 台につき月額 3,000 円（税込み）の電気使用料を本市に支払ってください。当該電気使用料は本市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

⑥ 売上報告書など本市から指示があれば速やかに提出しなければならない。

(2) 設置許可上の制限

① 設置許可条件を遵守し、公園使用料を確実に納付すること。

② 本要項 2 の (1) の③にかかる許認可等は、設置許可期間中、継続的に効力を有していること。

③ 本件自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑥ 缶・ペットボトルなどリサイクル可能な密閉式容器での販売とすること。
ただし、ビン類での販売は行わないこと。

⑦ 酒類の販売は行わないこと。

⑧ 本件自動販売機の側面・上面・裏面は無地とし、日本自動販売機工業会及全国清涼飲料工業会の設定する「景観対応推奨カラー」に乗じたものとし、

本市の指示した色とすること。また、広告（飲料メーカー名含む。前面の商品名等（販売のため表示すべきもの）については、広告物と見なしません。）を掲示しないこと。

- ⑨ 本件自動販売機設置箇所 1 台あたりの面積は 1 m²を超えないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など本件自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切かつ迅速に行うこと。

- ② 本件自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台につき 1 個の割合で回収ボックスを設置すること。なお、回収ボックスは設置許可面積外での設置を可能とし、当初設置数は、別表 1 に記載のとおりとする。

回収ボックスのごみについては、設置事業者の責任において、最低週 1 回は適切に回収・処分するとともに、公園事務所から回収の要請があった時は、できるだけ早期に回収すること。

なお、公園事務所より、設置した回収ボックスの撤去、再設置や複数個設置の要請があった場合はこれに従うこと。

- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

- ④ 本件自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、地震やいたずら等による転倒防止等の安全策を講じること。なお、インターロッキング、タイル等へのアンカーボルトの打ち込み及び原状復旧については、事前に公園事務所と協議し、指示に従うこと。

- ⑤ 本件自動販売機には故障時等の連絡先を必ず明記し、本件自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において迅速かつ丁寧に対応すること。また、事故等が発生した場合は、公園事務所まで報告すること。

- ⑥ 天候や自然災害及び窃盗被害等による本件自動販売機の腐食・損傷等のリスクについては設置事業者の負担により対応すること。自動販売機に対する落書き及び破壊行為を確認した場合は、警察及び公園事務所に届出を行い、差別落書きについては本市のマニュアル等に従い適切な対応を行うこと。その後、公園事務所の指示に従い、速やかに落書きの除去又は復旧を行うこと。

また、本件自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者等の不便となら

ないよう、公園事務所と協議の上、迅速に行うこと。

(4) 損害賠償

設置事業者は、本件自動販売機の設置及び管理にあたって本市又は第三者に損害を与えたときは、全て設置事業者の責任においてその損害を賠償すること。

(5) 設置工事施行にあたっての届出等

① 施工開始時

設置事業者が設置工事を行う際には、関係省庁の必要な手続きを行い、事前に公園事務所へ設置計画書及び施工図書等施工内容の分かる書類一式（様式任意）を提出し確認を受け、施工の際は公園事務所の指示に従うこと。

② 施工完了時

設置事業者は、設置工事が完了した後、速やかに公園事務所へ設置完了の報告及び設置後の写真を書面にて提出すること。なお、報告後の公園事務所職員の確認により、設置方法や施工に関し、手直し等の指示があった場合は、速やかに指示に従うこと。手直し等が完了しなければ、商品の販売を開始することはできない。

(6) 防犯カメラの仕様等

本件の防犯カメラ等の仕様については、次の条件を満たすものとし、設置方法に関しては、別図2を参考とすること。

① 時間帯及び気象条件に関わらず、設置期間を通じて良好に稼働するものであり、最低7日間以上の録画機能を保持していること。

② 防犯カメラの録画記録媒体はSDカードとし、そのSDカード自体に暗証番号設定が可能なものであること。なお設置時には防犯カメラごとにSDカードを予め装備するものとし、併せて予備のSDカード3枚を公園事務所に渡すこと。

③ 防犯カメラは、撮影装置（カメラ）と画像録画装置（SDカード式録画装置）が別体となっており、撮影装置は屋外設置可能な防水仕様とし、Wi-Fi等の無線通信機能を有していないこと。また、画像録画装置は、ハウジングケースに収納したものとし、そのハウジングケース自体に予め装備した南京錠等で施錠可能なものとする。このほか、撮影装置と画像録画装置については、有線接続のみとし、それぞれの設置位置について公園事務所が指定する高さにそれぞれ固定できるものとする。

- ④ 防犯カメラを設置した自動販売機本体、引込柱又は取付支柱には、防犯カメラが設置されていることが容易にわかるよう「防犯カメラ録画監視中」と表示すること。また、防犯カメラ本体に「自販機カメラ〇〇公園ー〇」と表示すること。
- ⑤ 防犯カメラは、毎年１回以上保守点検し、点検結果を公園事務所に書面（様式任意）により提出すること。商品補充の都度、目視点検を行うこと。
- ⑥ 防犯カメラ設置後、録画静止画像をＣＤにて公園事務所に提出すること。
- ⑦ 防犯カメラに不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行うこと。
- ⑧ 防犯カメラの撮影方向については変更可能なものとし、設置後に公園事務所より撮影方向の変更について要請を受けた場合、これに従うこと。

(7) 公園内の電気設備工事（配管配線等）

公園内での電気設備工事については、電気設備に関する技術基準を定める省令、解釈（通商産業省）及び内線規程（社団法人日本電気協会）等の諸法令に基づき施工すること。また、別図２及び次の①から⑤を順守し施工すること。

- ① 公園利用者等の転倒や感電、ケーブルの切断等事故防止のため、電源ケーブル等が直に触れることがないように被覆の上、固定する等の施工をすること。転がし配線は認めない。また、電源ケーブル等について、支柱部で露出する場合は金属電線管にて保護の上、金属バンドで固定すること。このほか、地中埋込の場合は、ＦＥＰ管やＰＦ管等を使用し保護すること。
- ② 電線管の地中埋設深さは地表面から 300mm 以上とすること。
- ③ 自動販売機用引込柱、自動販売機本体及びカメラ取付け支柱にはＤ種接地を施すこと。
- ④ 電源引込柱より負荷側は架空配線としないこと。
- ⑤ 公園施設の受電設備から電気供給を受ける場合は、事前協議の上、本市の設備設置基準に基づいた設置工事をする。

(8) 個人情報の取り扱い

防犯カメラにより収集した個人情報の取り扱いについては「大阪市個人情報保護条例」（平成７年大阪市条例第 11 号）の規定を遵守すること。

(9) 設置、運用及び管理に関して

本件自動販売機の設置、運用及び管理に関しては「防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機における防犯カメラの設置及び画像データ運用管理に関する要領」（令

和3年4月1日改定)の規定を遵守すること。

(10) 公園事務所との協議事項

設置事業者は次の項目について公園事務所と協議し、その指示に従うこと。

- ① 使用済容器・ごみの回収に関する事項。
- ② 本件自動販売機の設置及び商品補充方法等に関する事項（協議の結果、設置台数及び設置場所について、変更を求めることがあります）。
- ③ 本件自動販売機の利用者からの苦情、トラブル等の処理に関する事項。
- ④ 事故処理の報告等及び警察等関係先への連絡体制に関する事項。
- ⑤ 光熱水費の支払い方法に関する事項。
- ⑥ その他協議が必要な事項。

(11) 原状回復、設置物の承継

- ① 設置事業者は、設置許可期間が満了又は設置許可が取り消された場合は、設置事業者の負担により、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。また、原状回復時には公園事務所職員の立会により確認、検査を受けること。
- ② 設置物の承継は認めない。

(12) その他

本要項に定めのない事項又は施工に関して本市が認めるやむを得ない事由により支障が生じた場合は、公園事務所と設置事業者が協議し、これを取り決める。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月13日（金）必着

申し込みは配達証明もしくは簡易書留での郵送のみの受け付けとします。

なお、申請書類に不備がある場合及び受付期間後の到着分は失格とします。

（電話、電子メール、持参による受付は行いません。）

(2) 申請書類送付先

〒546-0034

大阪市東住吉区長居公園1-1

大阪市建設局長居公園事務所

(3) 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式第1号 A4サイズ）
 - ② 誓約書（様式第2号 A4サイズ）
 - ③ 【法人】印鑑証明書
【個人】印鑑登録証明書
 - ④ 【法人】法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）
【個人】住民票記載事項証明書又は登録原票記載事項証明書
- ※③④については、いずれも発行後3か月以内の原本に限ります。
- ⑤ 本要項2の(1)の③にかかる許認可等の免許証の写し
 - ⑥ 防犯カメラ及び自動販売機の仕様が分かるもの

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

5 質疑書の提出及び回答

質問がある場合は、受付期間内に必ず質疑書（様式第5号）に質問の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。送信後、次の提出先へ電話連絡し、受信の有無を必ず確認してください。なお、質問はこれ以降、応募の手続方法に関するものを除き、受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年1月30日（金）午後5時30分必着

(2) 提出先

大阪市建設局長居公園事務所

電話：06-6691-7200

電子メールアドレス：la0155@city.osaka.lg.jp

(3) 質疑に対する回答

質問に対する回答書は、令和8年2月6日（金）を目途に、大阪市ホームページ上に掲載します。この回答書は、本要項及び仕様書と同様の効力を有します。

なお、意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

6 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和8年2月16日（月）午前10時00分（開場は、午前9時30分）

※上記の時間をもって価格提案書の受付を締め切り、審査を行いません。

なお、締切後の受付は一切行ないませんのでご注意ください。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局 入札室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書（様式第3号）
- ② 委任状（代理人により応募する場合・様式第4号）
- ③ 実印（代理人により応募する場合は代理人の印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
- ② 応募は、代理人に行なわせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は年額公園使用料の単価（1㎡当たり＝自動販売機1台当たり）を記入してください。応募価格に設置台数を乗じた金額が、本市に納入する公園使用料の総額となります。

(6) 価格提案書の書き換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後直ちに応募資格者立会いのもとで実施します。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わない場合は、当該価格審査事務に関係

のない本市職員を立ち合わせます。

- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅参した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低公園使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格のない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人の双方がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として価格提案したときにはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案審査に関し、不正な行為を行なった者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 自動販売機設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低公園使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者に決定した事業者に対して価格提案審査終了後、引き続き設置許可手続きの説明を行ないます。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書を投函した者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者

（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

（11） 次点者の取扱い

設置予定事業者の決定後、設置許可日までにその事業者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて決定とする場合があります。なお、次点者は本市が設定する最低公園使用料以上の有効な価格提案を行った者としてします。

（12） 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、本市のホームページに決定金額及び設置事業者名、法人・個人の区分を掲載します。

（13） 設置許可申請の手続き

設置予定事業者に決定した者は、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに設置許可申請を行わなければなりません

なお、各設置許可申請及び設置許可証の交付は、応募申込書に記載された名義で行ないます。

（14） 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

なお、設置許可日までに設置予定事業者が応募資格を有しないことが判明した場合や本要項に定める条件による設置ができなくなった場合は、設置予定事業者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに設置許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が設置許可の相手方として不適当と認められる場合。

（15） その他

設置許可の手続き及び本件自動販売機の設置に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

◎募集に関する問い合わせ先

〒540－0034

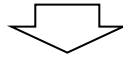
大阪市東住吉区長居公園 1－1

大阪市建設局長居公園事務所

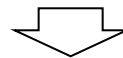
電話：06－6991－7200

7 募集の進め方

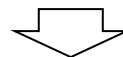
募集要項の配布・応募申込書の受付開始
(令和8年1月23日)



質疑書の提出期限 (令和8年1月30日)



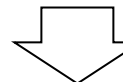
質疑書の回答期限 (令和8年2月6日)



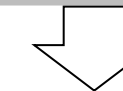
応募申込書の提出期限 (令和8年2月13日)



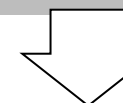
価格提案審査・設置予定事業者の決定
(令和8年2月16日)



公園施設設置許可申請の手続き
(令和8年2月27日まで)



公園施設設置許可証の交付
(令和8年3月中)



公園施設設置許可の開始
(令和8年4月1日)

別表 1 (公園別自動販売機設置台数)

番 号	公 園 名 称	位 置	面 積 (m ²)	グラウンドの有 無 (多目的広場) (有料運動場)	自動販売機設置台 数
1	なかかがや 中加賀屋	中加賀屋 1 丁 目	10,620	広場 4,230 m ²	
2	はまぐちにし 浜口西	浜口西 2 丁目	1,685		
3	はまぐちひがし 浜口東	西住之江 1 丁 目	2,469	広場 2,000 m ²	
4	きたかがや 北加賀屋	北加賀屋 5 丁 目	20,449	有料野球場 8,400 m ²	
5	かがや 加賀屋	中加賀屋 3 丁 目	3,750		
6	あずみ 安住	住之江 3 丁目	2,542		
7	にしすみのえ 西住之江	西住之江 1 丁 目	516		
8	かがやきた 加賀屋北	北加賀屋 1 丁 目	991		
9	にしかがや 西加賀屋	西加賀屋 3 丁 目	3,072		
10	しんきたじまみなみ 新北島南	新北島 2 丁目	6,978		
11	こはま 粉浜	粉浜西 2 丁目	1,522		
12	しんきたじまひがし 新北島東	新北島 3 丁目	7,470	広場 2,100 m ²	
13	みどり 緑木	緑木 2 丁目	1,303		
14	みなみかがや 南加賀屋	南加賀屋 3 丁 目	1,642		
15	しんきたじまにし 新北島西	新北島 7 丁目	11,998		
16	ひらばやしきた 平林北	平林北 1 丁目	2,086		
17	こはまきた 粉浜北	粉浜西 1 丁目	707		
18	はまぐち 浜口	浜口西 3 丁目	1,831		
19	ひらばやしみなみ 平林南	平林南 2 丁目	1,061		
20	みさきみなみ 御崎南	御崎 7 丁目	8,327	広場 4,230 m ²	

21	しば たに 柴 谷	柴谷 2 丁目	26,085	広場 7,820 m ²	
22	きた じま 北 島	北島 3 丁目	1,043		
23	あん りゅう きた 安 立 北	安立 1 丁目	523		
24	あられ まつ はら 霞 松 原	安立 2 丁目	741		
25	み さき ひがし 御 崎 東	御崎 3 丁目	2,162		
26	み さき なか 御 崎 中	御崎 5 丁目	1,436		
27	しきつ うらひがし 敷津浦 東	御崎 7 丁目	2,923	広場 1,830 m ²	
28	みなみかがやにし 南加賀屋西	南加賀屋 4 丁目	584		
29	こ はま ひがし 粉 浜 東	粉浜 1 丁目	1,047		
30	にしすみ の えみなみ 西住之江南	西住之江 3 丁目	690		
31	こ はま なか 粉 浜 中	粉浜 1 丁目	439		
32	なんこうたいよう 南港太陽のまち	南港中 4 丁目	10,000	広場 3,650 m ²	
33	なんこう みなと みどり 南 港 緑	南港中 2 丁目	10,001	広場 1,800 m ²	
34	なんこううみ 南港海のまち	南港中 3 丁目	10,004	広場 2,610 m ²	
35	なんこうはな 南港花のまち	南港中 5 丁目	10,000	広場 4,280 m ²	
36	なん こう 南 港	南港中 3 丁目	26,029	広場 6,300 m ²	
37	なんこうこうちゅうおう 南港中央	南港東 8 丁目	208,820	少年野球場 4,000 m ² 広場 11,250 m ²	
38	ひがしか が や 東 加賀屋	東加賀屋 2 丁目	678		
39	ひら ばやし にし 平 林 西	平林南 2 丁目	1,099		
40	あん りゅう みなみ 安 立 南	安立 3 丁目	533		
41	しんきたじまなか 新北島中	新北島 3 丁目	1,888		
42	きたかがや ひがし 北加賀屋 東	北加賀屋 1 丁目	536		

43	こ はま みなみ 粉 浜 南	粉浜 3 丁目	346		
44	しんきたじまかいかんみなみ 新 北 島 会 館 南	新北島 5 丁目	861		
45	み さき きた 御 崎 北	御崎 1 丁目	1,254		
46	にしすみの えなか 西 住 之 江 中	西住之江 2 丁目	393		
47	やまとがわきた 大 和 川 北	新北島 8 丁目	1,141		
48	ひがしか が や 東 加 賀 屋 1	東加賀屋 1 丁目	1,530		
49	か が やりよくち 加 賀 屋 緑 地	南加賀屋 4 丁目	4,821		
50	ひら ばやし いずみ 平 林 泉	泉 2 丁目	5,789		
計			424, 415		

受付番号

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

大阪市長 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市が実施する防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（住之江区内）設置事業者募集について、次のとおり参加したいので、書類を添えて申し込みます。

なお、ホームページに設置予定事業者名及び決定金額を掲載することに同意します。

1 申込者

住所又は所在地
(〒 -)

名 称 及 び
代表者氏名
電 話 番 号

印

2 申込物件

中加賀屋公園外 4 9 公園

3 使用用途

防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機

4 添付書類

- (1) 応募に係る誓約書（本市所定様式）
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
 - (4) 直近 3 年度分の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (5) 直近 3 年度分の大阪市民税の納税証明書
 - (6) 定款又は寄付行為（直近のもの）
 - (7) 事業概要
 - ①会社概要
 - ②最近 3 年間の貸借対照表、損益計算書及び会社等の実績
 - (8) 防犯カメラの管理・運営に関する計画書
 - (9) 本件募集要項 2 の (1) の③にかかる許認可等の免許証の写し
 - (10) 別表 1（公園別に自動販売機設置台数欄に設置台数を記入すること）
- ※ (2)、(3)、(4)、(5) については、発行後 3 ヶ月以内の原本に限ります。

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

貴市における**防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（住之江区内）設置事業者募集の申し込み**につき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 最近 3 年間に於いて、法人税、所得税、市町村民税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納はありません。
- 3 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団ではありません。
- 4 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていません。
- 5 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体ではありません。
- 6 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当していません。
- 7 大阪市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていません。

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機（住之江区内）設置事業者募集において、次の金額で使用許可を希望します。

記

応 募 価 格			百 万			千			円
---------	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

※金額の前には、¥をつけてください。

☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

☐ 応募価格は、年額使用料（非課税）とします。

委 任 状

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

次の者を代理人と定め、貴市における**防犯カメラ付清涼飲料水自動販売機**
(住之江区内)設置事業者募集への応募に付帯する一切の権限を委任します。

記

(受任者)

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

